



公 示 送 達 書

送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められるため、地方税法第20条の2の規定及び塩尻市税条例第18条により、次のとおり公示する。

令和8年7月14日

塩尻市長 百 瀬



1 書類の要旨

No.	番号	名前
1	081002101	畑中 義勝

2 書類の保管

この書類は、市長が保管し、いつでも送達を受ける者に交付する。